

NEWS LETTER

2009年10月増刊号 (No.136)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

http://www.ochiaikaikai.com/

民主党への政権交代で税制はこう変わる

民主党への政権交代が実現し、これからはいよいよマニフェストの実行となります。税制も大きく改正されますが、どのよう

に税制が変わるのか概要を見てみましょう。改正の時期は、これから追って発表されることとなります。

区分	項目	内容
法人税 ○・・・減税 ×・・・増税 -・・・変わらず ?・・・不明	中小企業の軽減税率の引き下げ ○	資本金1億円以下の会社について、所得800万円以下の部分について、現状の18%（22%より引き下げ済み）を、さらに当分の間11%に引き下げる。
	特殊支配同族会社の損金不算入制度の廃止 ○	一定の同族会社が対象となっている、社長の給料に関する給与所得控除額相当が法人税の対象となる制度を廃止する
	租税特別措置法の見直し ×	租税特別措置法の抜本的な見直しをおこない、課税ベースが拡大した場合には法人税率を見直す。研究開発の促進など必要な措置は、恒久措置へ転換する
所得税 	所得控除の整理 ×、○	「配偶者控除」「扶養控除」の廃止。 「老年者控除」の復活。
	給与所得控除の見直し ×、○	「給与所得控除」の適用所得に上限を設ける。 「特定支出」を使いやすい形にする。
	公的年金控除の引き上げ ○	65歳以上の公的年金控除を、最低120万円から140万円へ引き上げる。
	住宅ローン減税 -、○	最大控除額を拡大するのではなく、バリアフリーや省エネなどに対して重点的な負担軽減策を講じる。また自己資金の場合も、同様の控除が適用できるようにする。
	証券税制の軽減税率（譲渡、配当） -	軽減税率を当面維持する。
相続税	相続税・贈与税の改正 ?	相続税については「遺産課税方式」への転換を検討する。贈与税のあり方も見直す。
手当等	子ども手当 ○	所得控除の廃止を財源として、子ども1人あたり、月額2万6千円（年額31万2千円）を中学校卒業まで支給。
	公立高校の無料化、私立高校の補助 ○	公立高校の授業料を無料化、私立高校の通学者へは授業料を補助（年12万円～24万円程度）
	出産一時金 ○	42万円（10月より）を見直し、55万円の支給とする

【その他】

- 自動車取得税を廃止 ■「中小企業いじめ防止法」の制定
- 政府系金融機関について個人保証を撤廃、連帯保証人制度について廃止を含めあり方を検討
- 「特別信用保証」制度を復活 ■セーフティネット信用保証の対象業種を拡大
- 国税審判のあり方や手続きについての見直し
- 更正の請求の期限1年の見直し ■罰則の強化や重加算税割合の引き上げ、など

(落合 孝裕)